

立入検査の重点化・効率化に関する方策について

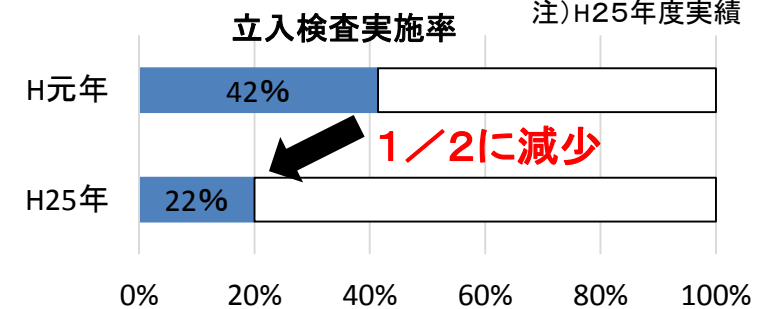
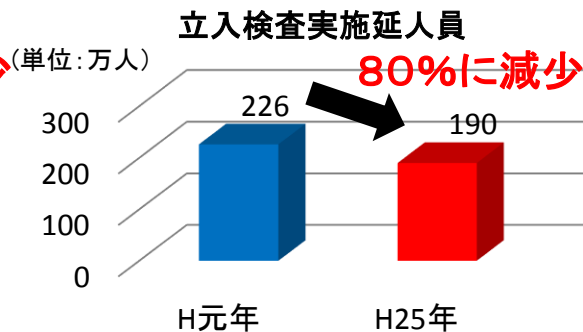
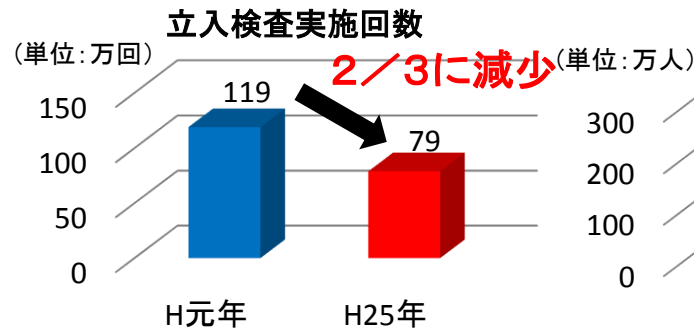
令和元年 5月15日
消防庁予防課

検討の背景・経緯

これまでの予防行政の着実な取組により、出火件数や火災による死者数は長期的に減少傾向であるが、立入検査の対象である防火対象物数が長期的に増加傾向である一方、立入検査の実施延人員等が減少しており、立入検査の重点化・効率化が求められている。

平成元年と比べて平成25年の
防火対象物数は1.4倍に増加
(292万棟⇒400万棟)

	大都市	中核市	その他	全国
立入検査実施率	30% (33万/110万)	27% (16万/59万)	17% (40万/231万)	22% (89万/400万)



立入検査の重点化・効率化について、平成30年度、消防庁主催の「火災予防の実効性向上作業チーム」で意見交換を行い、平成30年12月、警防職員を活用するための有効な育成事例等、消防本部の有効な取組事例をとりまとめ、全国の消防本部に共有した（詳細は以下URLの消防庁事務連絡ご参照）。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/181221_jimurenaku.pdf

今年度検討する方策は以下のとおり。

- ①立入検査の教養シミュレーション動画の作成（平成31年度中に作成予定）
- ②適正に管理されている建築物の考え方のとりまとめ（中長期的に意見交換を実施する予定）
- ③IoT機器（タブレット等）を活用した立入検査の有効性等の検討（中長期的に検討する予定）

(ご参考) 警防職員を活用するための有効な育成事例

消防本部名	大阪市消防局
取 組	若年層職員に予防実務を経験させる取組
取組のポイント	・昇任試験（消防司令補）受験資格として予防実務経験を取り入れている。 ・昇任する過程で実務経験が必須要件となることで、警防職員であっても、立入検査の事前連絡から結果報告書の作成まで完結できる職員の育成を図っている。

◎ 予防実務研修

予防系スキルの履修においては、予防担当者としての実務を通じて育成指導を行う事が効果的である。特に若年層職員が予防業務を経験することは、法令感覚、行政感覚等を高めるために重要であるので、個人面談等を有効に活用し、予防担当への配置を可能な限り進めるとともに、配置上の都合で予防担当に配置出来ない場合は、予防業務の実務研修を受講させている。

(1)実施方法

短期間に集中して実施するほうがより高い研修効果を得られることから、できる限り毎日勤務者として実施する。

(2)30日以上の実務研修における育成の目標となる行動事例

予防担当職員の指導の下、次の業務を一人で実施できるレベルまで育成することを目標とする。

	内 容
立入検査関係	・事前連絡から結果報告まで完結できる。 ・検査対象物台帳に記載されている内容をおおむね理解できる。
防火・防災管理関係	・防火・防災管理者の選解任届出書において具体的な指導を行い、届出事務を完結できる。 ・防火・防災管理講習会の受付・事務処理を完結できる。 ・消防計画を確認し、具体的な指導を行い、届出事務を処理できる。
消防用設備等関係	・消防用設備等点検結果報告書の届出事務を処理できる。 ・警防検査員が行う立入検査における一般的な消防用設備等について基礎的な知識を習得し、適確な説明・指導を行うことができる。
違反処理関係	避難施設等において物品存置があれば、違反処理を行う事ができる。（警告～是正確認）
危険物規制関係	危険物の指定数量等を理解し、危険物施設・少量危険物が判断できる。

立入検査の教養シミュレーション動画の作成について

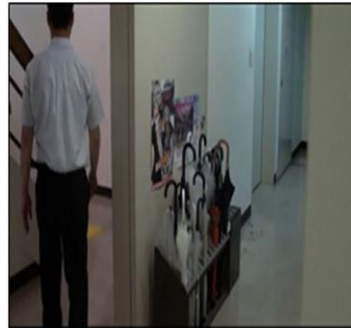
新任の予防要員や警防職員を対象に実践型教育を行える教材として、実在する事業所等における立入検査のシミュレーション動画を消防本部の協力のもと作成し、その動画を全国の消防本部に共有して人材育成を推進することで、立入検査の重点化・効率化を図るもの。

<作成する動画のイメージ（京都市消防局の作成例）>

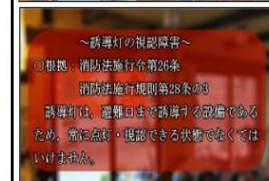
- 飲食店、旅館・ホテル、事務所という建物の用途ごとに、問題編と解答編で構成し、定点カメラと視点カメラの撮影を組み合わせ、実際の査察状況を疑似的に体験できる。
- 設定している法令違反等は、実際の立入検査で指摘する可能性の高いもの（誘導灯の視認障害等）。

【定点カメラによる映像】

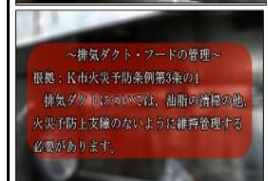
【視点カメラによる映像】



【違反内容等（例）】



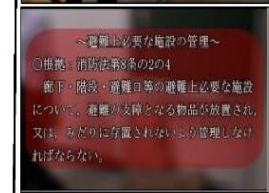
誘導灯の視認障害
5項目



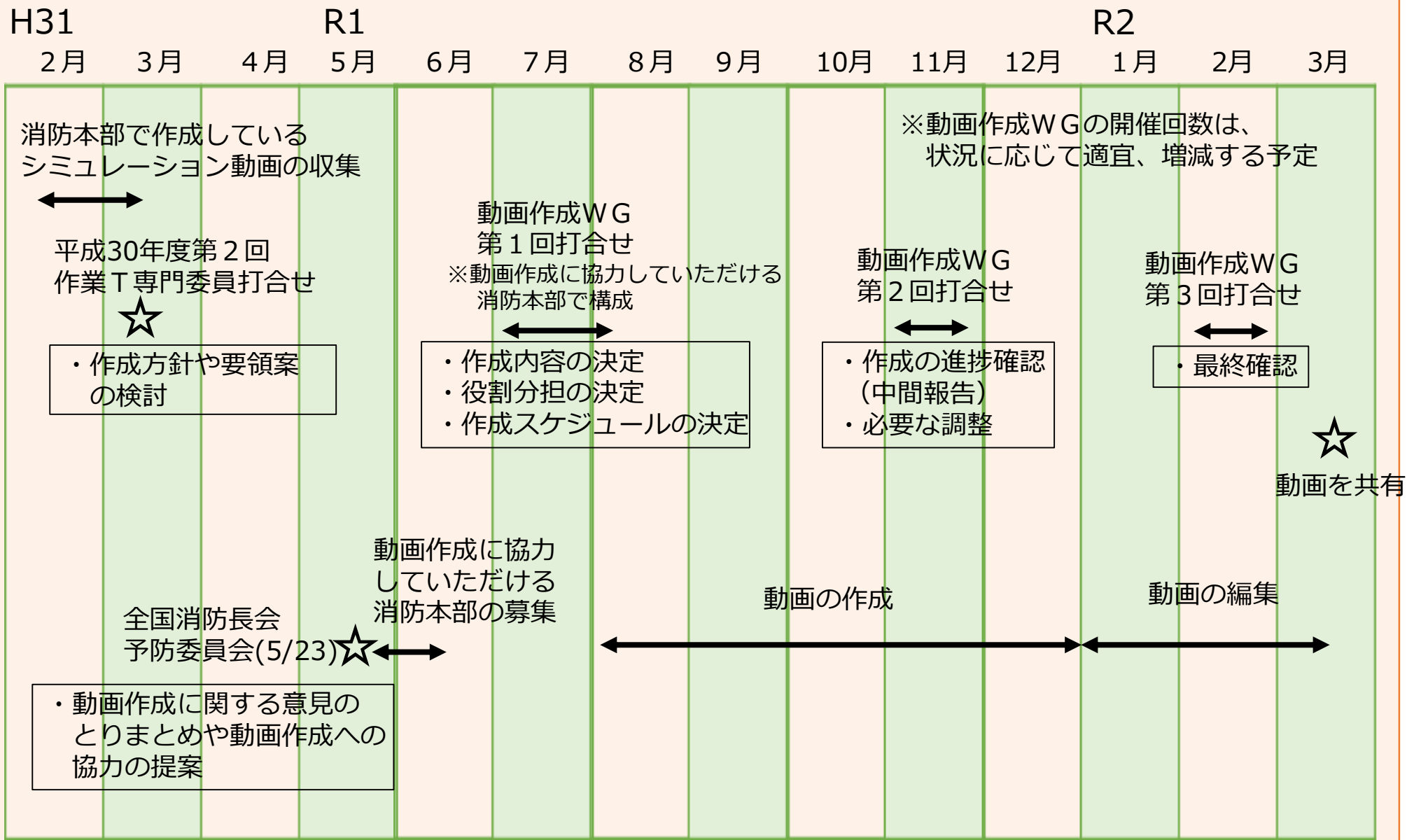
ダクト内の防火管理確認
3項目



整区区内内の可燃物等存置
（避難障害）
15項目



立入検査の教養シミュレーション動画の作成スケジュール（案）



適正に管理されている建築物の考え方のとりまとめについて

1 概要

防火対象物を火災危険性に応じてカテゴリー分けし、火災危険性が比較的低いと考えられる「適正に管理されている建築物」については、立入検査を実施する優先順位を低くすることで、それ以外の火災危険性がより高い建築物への立入検査にマンパワーを集中し、立入検査の重点化・効率化を図る。

2 防火対象物の火災危険性に応じたカテゴリー分け

- ① **適正に管理されている建築物**
過去の立入検査実績、各種届出の結果や消防訓練実施の確認等により、適正に管理されている建築物
- ② **管理不十分建築物**
過去の立入検査で毎回違反の指摘を受けているものや重大違反防火対象物
- ③ **社会的注目建築物**
近年の社会的影響の大きい火災（小規模社会福祉施設等）の発生に伴い、必要に応じて、重点的に立入検査を実施すべき建築物
- ④ **その他の建築物**
上記①から③に該当しない従来と同様の方法で継続的に立入検査を実施すべき建築物

①適正に管理されている建築物

立入検査を実施する優先順位を低くする等、効率化を図ることができると考えられるもの。過去の立入検査実績、各種届出の結果や消防訓練実施の確認等により、適正に管理されている建築物

④その他の建築物

従来と同様の方法で継続的に立入検査や必要な違反是正措置を行うべきもの。①から③以外のものが該当する。

②管理不十分建築物

マンパワーを集中し、重点的に立入検査や違反是正を実施すべきもの。過去の立入検査実績等により、いままで実施した立入検査で毎回違反の指摘を受けているものや重大違反防火対象物。

③社会的注目建築物

近年の社会的影響の大きい火災（小規模社会福祉施設等）の発生に伴い、必要に応じて、重点的に立入検査や違反是正を実施すべきもの。

低

火災の危険性

高

適正に管理されている建築物の該当要件のイメージ等

平成31年3月の火災予防の実行性向上作業チーム専門委員打ち合わせで事務局（消防庁）が示した素案

以下のものを全て満たすものを「適正に管理されている建築物」として、立入検査を実施する優先順位を低くしてはどうか。

- ① 重大な消防法令違反対象物に該当しない（注）
- ② 消防用設備等の点検及び報告を3年間以上法令どおり適切に実施
- ③ 防火管理者の選任義務がある対象物は、防火管理者が選任済み、かつ、消防計画に基づく消防訓練を3年間以上法令どおり適切に実施
- ④ 防火管理者等が避難経路や消防用設備等の適切な維持・管理に係る教育動画を視聴して、自己チェックを実施するとともに、その結果を管轄消防本部に提出（1年に1回以上）

（注）重大な消防法令違反対象物とは、「消防法令に基づき屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務がある建築物のうち、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの、設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの」である。

主な検討課題

消防本部職員による「適正に管理されている建築物」の抽出作業の負担軽減。
（関係事業者に問い合わせをせずに消防本部の関連システムで抽出できれば負担は軽減される。）

検討スケジュール（案）

火災予防の実効性向上作業チーム（7月に開催予定）及び同作業チーム専門委員打ち合わせ（第1回を8月、第2回を11月、第3回を来年2月に開催予定）において、意見交換を行う。

※状況によっては、来年度も継続して検討する予定。

IoT機器（タブレット等）を活用した立入検査の有効性等の検討

平成30年12月、関連する消防本部の取組事例を全国に共有した。今後、防火対象物台帳のデータベース化とIoT機器を活用した立入検査の有効性等について、火災予防の実効性向上作業チームで中長期的に検討する予定。

<ICTの活用についての有効な取組事例（東京消防庁の取組）>

火災予防支援端末装置を活用し、効率的な情報収集や、立入検査時における円滑な情報連絡等に活用することで、査察業務全体の効率化を図った。

業務の効率化

(1) 繁華街査察等での活用

繁忙期を捉えた繁華街一斉立入検査では、情報共有、違反の検討・特定、違反処理時の判断助言や技術的助言に活用された。また、命令書の写真を推進本部と共有することで、標識が効率的に作成できた。

(2) 立入検査での活用

立入検査実施場所と消防署をテレビ電話で接続することにより、リアルタイムでの情報共有、違反の判断助言や技術的助言に活用された。

(3) インターネットによる情報収集

配置されているIT端末では取得できない風俗店等の情報を得ることができた。

(4) 検査時の荷物削減

カメラ、予防事務審査検査基準等の執務資料や写真撮影による資料の共有によって紙の資料を持ち運ぶ必要がなくなったため、検査員の負担が軽減できた。

(5) 報告のペーパーレス化

大きな画面で画像を見せることができるため、デジカメから事務端末へデータを移動・加工して印刷する必要がなく、紙による報告を省略できた。

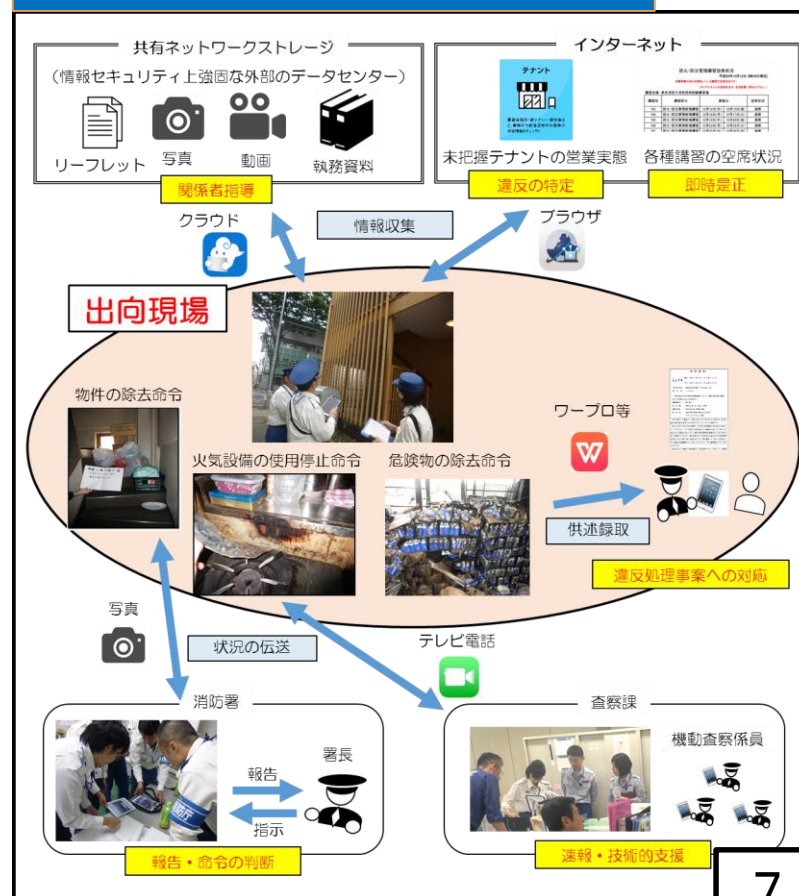
(6) インターネット公開情報の提供

立入検査実施場所や消防署において、防火管理講習の空席状況の案内やホームページを活用して各種様式、資料・映像の提供がスムーズにできた。

(7) 質問調書の現地作成による関係者の来署負担の軽減

関係者に対する質問時に、質問調書を並行して作成することで、現場で確認させることができ、署名・押印を得ることができた。関係者の負担を軽減し、限られた時間で効率良く事務を行うことができた。

火災予防支援装置の活用イメージ図



（ご参考）防火対象物台帳のデータベース化の取組例

消防本部名

福岡市消防局

組 取

防火対象物台帳の電子化による情報管理の効率化

取組のポイント

- ・ 防火対象物情報を主として「予防業務管理システム」で管理しており、紙ベースの情報は「台帳補助簿」という位置づけとしている。台帳を電子化することで、対象物の概要から各種届出情報、訓練実施状況に至るまで一目で見られるようになり、業務効率が向上した。
- ・ 立入検査の結果は指摘項目ごとにコード化されているため、どの項目が多いかが容易に集計できるなどの利点がある。

防火对象物概要

訓練実施状況

査察結果入力画面

[illegible][illegible]

消防設備簿

新規 修正 削除 参照

対象物

台帳番号 1182 政令区分 7 項 登録区分 VI 設置場所

登録年月日 平成 28 年 3 月 1 日 登録種別 定期 登録員氏名 段 隆士郎

出警所/所名 予防部 登録指導係 段 隆 消防士長 当務/班長

電話番号 092-725-0814 登録員区分 一般 登録員人数

小隊 班

立会者 会社名 福岡市消防学校 登録員氏名 牧野 池田 英智子

区分 指揮

消火器関連

設置場所 設置状態 設置年度 設置年度 設置年度 設置年度

追加 削除 指揮修正

別 確定 終了

20メートル以下とな
距離30メートル以下、
重量が1.5メートル以下
重を講じることを。

ド